

定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が9件でございます。

初めに所有権移転について説明いたします。

整理番号5の12の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で15,328㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号5の12の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で832㎡他計7筆ございまして、63,851㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。所有権移転及び利用権の設定、整理番号5の12の1につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5の12の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で8, 287㎡他計2筆ございまして、14, 932㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の12の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇町〇〇番地の〇〇、〇〇 〇〇。空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で2, 046㎡他計2筆ございまして、9, 715㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の12の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、札幌市〇区北〇〇条東〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で56, 454㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の12の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で3, 992㎡他計4筆ございまして、53, 928㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年12月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号5の12の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。